

2007年3月29日

「知的財産推進計画 2006」の見直しに関する意見

ビジネス ソフトウェア アライアンス（「BSA」）は、知的財産戦略本部が 2007 年 2 月に発表した知的創造サイクル専門調査会「知的創造サイクルの推進方策」（「推進方策」）に関し、是非この機会にコメントさせていただきたいと存じます。報告書で挙げられている、以下の 4 つの具体的な分野を中心にコメントいたします。

- (a) 模倣品・海賊版対策
- (b) 世界特許システム
- (c) 国際標準化
- (d) オンラインコンテンツ

知的財産戦略本部の「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」に関して 2006 年 10 月 13 日付の意見で述べましたように、BSA のメンバー企業は、特にソフトウェア及びオンライン環境に適用される場面で、特許権、著作権、その他の知的財産の保護に関する提案に強い関心をもっております。BSA は、研究開発への継続的な投資を支え、日本国内外におけるイノベーションを保護するための健全な知財制度に依存している 25 以上のソフトウェア及びコンピュータ関連の企業 1 を代表しています。この点において、BSA の関心は、投資を保護する手段として知財制度に依存し、成功している多くの日本の革新的な企業と共通するのです。

模倣品・海賊版対策、国際的な特許ハーモナイゼーションを強化し、国際標準化における知的財産権の重要な役割を支持し、オンラインコンテンツに適用されるルールの明確化に焦点を合わせている点において、知的財産戦略本部は高い評価に値すると考えます。

模倣品・海賊版対策

模倣品・海賊版対策については、2006 年 10 月 13 日付の意見で述べましたように、BSA は、模倣品・海賊版対策について政府間でより緊密に協力でき、模倣品・海賊版が消費者及び適法な取引に与える影響についての認識を高めることができる基盤を整備するなどして、世界的な模倣問題に対する国際的な注目を集めるという取り組みに強く賛同します。インターネットオークションへの模倣品の出品についても、アメリカのデジタルミレニアム著作権法に定められているのと同様のノーティス アンド テークダウンのシステムに賛同することを表明するとともに、この分野において採用される規制は、技術ではなく違法行為をその規制対象とし、技術革新や製品開発を阻害することのないよう要請します。

また、著作権法における「親告罪」を見直し、海賊版対策をさらに強化するという提案にも賛同いたします。権利者からの告訴がなくても当局が捜査できる範囲を拡大する余地があると考えております。違法コピーの情報提供者に関する情報を保護する法的システムがないことから、非親告罪にすることは有用です。情報提供者の多くは、告発されようとしている会社の現従業員か元従業員であり、何らかの形で、雇用者の指示により違法コピーにかかわったというものだからです。さらに、告訴期間は権利者が侵害を発見してから6ヶ月です。これらの要因により、権利者が告訴しにくい状況になっています。もっとも、当局が告訴無しで捜査できるようにする一方、私人である権利者が告訴すること、また友好的に事件が解決された場合には告訴を取り下げられるようなシステム自体は維持すべきと考えます。

世界特許制度

特許制度のハーモナイゼーションについて、知的財産戦略本部の取り組みを強く支持し、正しい方向性であると確信しております。特に、日米欧の三極特許庁間でのさらなる情報共有及び審査結果の相互承認に向けた取組みに賛同します。

現在、急増する特許出願と増加する滞貨に直面しており、ハーモナイゼーション及び相互承認は、国内外の特許庁が高品質な審査の提供を確保するために欠かせません。国際ハーモナイゼーションを推進し、特許制度の機能を向上する取組みにおいて、BSAは、知的財産戦略本部、日本の特許庁、及び他の日本の政府関係者と協力していきたいと考えております。

国際標準化

また、知的財産戦略本部が標準化の重要性に焦点を当てていることも歓迎すべきことです。技術標準はソフトウェア・ハードウェアの開発の要であり、健全で競争力のあるITのエコシステムを促進する上で重要な役割を果たします。BSAのメンバー企業は幅広い技術標準を開発および活用し、定期的に国際標準化機関に参加し、貢献しています。供給者側が自発的にリードする取り組みが高度な標準化を達成するための最良の方法であると強く確信しています。本意見の添付書類において、この分野における政策決定の指針となるであろういくつかの原則をまとめました。BSAは、これらについて、是非、さらに協議させていただく機会を持ちたいと思っております。

オンラインコンテンツ

最後に、知的財産戦略本部が、著作権により保護されたコンテンツがオンライン上でアクセス可能になったときに生じる著作権問題について検討する意向であることに大変関心を

もちました。BSA のメンバー企業は、オンライン上での著作権保護と、インターネットを通じて著作物にアクセスできるようにするための新技術やビジネスモデルの開発の双方について強い関心を持っています。将来、これらの問題に関してさらに詳細を検討される際、是非、BSA も知的財産戦略本部に協力させていただきたいと思っています。

技術標準に関する基本原則 ※以下は添付した書類です。

政府は、技術標準及び相互運用性を向上する上で重要な役割を果たすことが可能です。政府は技術の中立性の原則を支持し、行政機関にそれぞれのニーズに最適のソフトウェアソリューション及び標準を選択させるべきです。

政府は、政府間で標準を義務付けたり、幅広く業界の支持が得られていない標準を義務付けたり、参加への経済的インセンティブを減らしたりすることで、結果として幅広く支持される標準の開発・採用を阻害するような政策を立てるべきではありません。政府は、相互運用性を装って市場の勝者を選ぶべきではないし、相互運用性を名目にして技術を規制すべきでもありません。

政府主導の技術分野の標準化は意図しない結果を招くことが多くあります。義務化された技術や強制された標準は、イノベーションを萎縮させ、研究開発への投資インセンティブを衰退させる傾向があります。このような義務化は、すぐに時代遅れになってしまうかもしれない特定の製品に消費者をロックインすることにもなりえます。

そうすると、新機能や性能・効率の向上、新しい低コストの製品により得られるメリットを消費者から奪うことにもなります。急速に発展している技術の恩恵を十分に受けられないことにより、ある市場の競争者たちが不利益な状況におかれ、製品の市場への普及や技術の浸透が阻害され、結果として市場の多角的かつ競争的な発展が妨げられることとなります。

これに対し、市場主導の解決策は、イノベーションに順応でき、変わりゆく消費者のニーズにも迅速に対応することができます。企業はオープンな標準の開発に参加するよう推奨されるべきですし、自発的に最新の技術を提供するべきでもあります。

政府は、技術の消費者の役割において、電子政府に使われる各技術間の相互運用性を確保するという正当な利益があります。それは、1つの政策を当てはめるのではなく、政府機関が調達入札で得ようとしている機能上の目的に基づいて追求されるべきです。政府は、手法ではなく、結果に着目すべきです。政府の決定は、新たなソリューションが発展できる余地を残したものでなければなりません。政策は、政府があらゆる標準及び利用可能な

相互運用性のメカニズムを利用できるよう、柔軟性をもったものであるべきです。

標準は、解決しようとする問題を解決してこそ成功といえます。そのような標準の開発は、自発的かつ市場の要求に呼応する、自然かつダイナミックなプロセスを経て達成されるものです。政府は、標準が、公式に設立された標準化機関が作成したのか否かということだけで、当該標準を優遇すべきではありません。

政府は、オープンな規格かどうかに着目すべきで、狭義に定義したところの公式に採用されている又は維持されている標準かどうかには焦点をあてるべきではありません。目的は相互運用性であり、オープンな規格はその目的達成を推進するものです。公式機関はあくまでも手段であり、この公式な機関が関与したというだけで、その技術によって相互運用性が推進されることが保証されるわけではありません。